

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度
設計年月	令和 年 月
予算科目	款 項 目 節
工事場所	京都市左京区浄土寺東田町他地内
路線名又は河川名等	
工事名	東田橋他2橋補修工事
工期	契約日の翌日から令和 8年 9月30日まで
事業課(所)名	橋りょう健全推進課
工事番号	単 価 使 用 年 月 令和 年 月
変更回数	歩 掛 適 用 年 月 令和 年 月
主 工 種	基 準 適 用 年 月 令和 年 月
前 払 金 支 出	単 価 地 区
	調 整 区 分

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

橋梁補修工事				橋	3
東田橋 L=	m	12.9	安祥寺橋 L=	m	10.6
等持院西橋 L=	m	4.6			

施 工 理 由

本件は、「いのちを守る 橋りょう健全推進化プログラム」に基づき、東田橋他2橋補修工事において老朽化修繕を行うことにより、安全・安心な市民生活の実現に向けた道路ネットワークの確保を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）（東田橋）

単 価 使 用 年 月	2025年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年6月	
基 準 適 用 年 月	2025年6月	
単 価 地 区		
調 整 区 分	施工箇所点在	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	12:橋梁保全工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－1	1.4
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－1	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

積算参考資料（間接費補正一覧）（安祥寺橋）

単 価 使 用 年 月	2025年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年6月	
基 準 適 用 年 月	2025年6月	
単 価 地 区		
調 整 区 分	施工箇所点在	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地以外	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	12:橋梁保全工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1. 0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1. 02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1. 0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1. 03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1. 00
財団法人等による補正	補正を行わない	1. 00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0. 04%

積算参考資料（間接費補正一覧）（等持院西橋）

単価使用年月	2025年6月	
歩掛適用年月	2025年6月	
基準適用年月	2025年6月	
単価地区		
調整区分	施工箇所点在	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	12:橋梁保全工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.4
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

積算参考資料（間接費補正一覧）（全体）

単価使用年月	2025年6月	
歩掛適用年月	2025年6月	
基準適用年月	2025年6月	
単価地区		
調整区分	施工箇所点在	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	12:橋梁保全工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.4
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
【東田橋】								
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格：当て板PL， SS400, t=9		t	1,600,000	材料費	管理費区分5
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格：当て板FB， SM400, t=6		t	1,600,000	材料費	管理費区分5
鋼桁工	鋼桁補強工	不陸整正工			m2	70,370	材工共	
鋼桁工	鋼桁補強工	シーリング工			m	38,380	材工共	
鋼桁工	鋼桁補強工	ボルト本締め工			本	3,488	施工費	
鋼桁工	鋼桁補修工	金属パテ補修工	1構造物当り補修延べ体積：0.0074m2, 金属パテ材：ラススタッフ相当品		構造物	227,000	材工共	
現場塗装工(Rc-I 塗装系)	橋梁塗装工(Rc-I 塗装系)	素地調整	循環式プラスト工法		m2	15,870	材工共	
現場塗装工(Rc-I 塗装系)	橋梁塗装工(Rc-I 塗装系)	研削材及びケレンかす回収・積込工			m2	4,248	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	廃材運搬	廃材種別：ケレンかす(防護服及びシート含む)		回	65,000	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃材処分	廃材種別：ケレンかす(防護服及びシート含む)、鉛溶出量：0.3mg/lを超え3.0mg/l以下		m3	80,000	処分費	管理費区分T
仮設工	足場工	養生枠【参考数量】	プラスト用養生シート含む		m2	7,407	材工共	
仮設工	暴露対策工	負圧集塵機【参考数量】			橋	431,200	材料費	
仮設工	暴露対策工	エアシャワー【参考数量】			橋	162,300	材料費	
仮設工	暴露対策工	簡易セキユリテイルム【参考数量】			橋	250,000	材料費	
仮設工	暴露対策工	真空掃除機【参考数量】			橋	133,700	材料費	
共通仮設費	安全費	鉛等呼吸用保護具等費用			式	716,900	材料費	
共通仮設費	技術管理費	塗膜含有量試験費	試験項目：鉛、六価クロム、PCB		検体	80,000	調査費	管理費区分9

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
【安祥寺橋】								
橋梁補修工	断面修復工	左官工法	1構造物当り補修延べ体積:0.517m3, 材料種類: ホリマーセメントモルタル, 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理: 混在		構造物	1,539,000	材工共	
橋梁補修工	排水施設工	水切り設置工	吊足場有り		m	5,155	材工共	
剥落防止工	剥落防止工	化粧モルタル撤去			m3	87,740	施工費	
剥落防止工	剥落防止工	剥落防止工(塗膜型)	KEEPメンテ工法VMクリア相当品		m2	18,040	材工共	
現場塗装工	橋梁塗装工	シーリング設置工			m	4,201	材工共	
仮設工	足場工	吊足場【参考数量】			m2	17,130	材工共	
【等持院西橋】								
橋梁付属物工	排水施設工	排水管設置			箇所	218,500	材工共	
橋梁付属物工	排水施設工	水切り設置工	吊足場無し		m	15,860	材工共	
橋梁補修工	断面修復工	左官工法	1構造物当り補修延べ体積:0.591m3, 材料種類: ホリマーセメントモルタル, 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理: 混在		構造物	1,756,000	材工共	

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
橋梁架設工事の積算	令和7年度版	(一社)日本建設機械施工協会	吊足場(東田橋)	
橋梁架設工事の積算	令和7年度版	(一社)日本建設機械施工協会	芯出し調整工	
橋梁架設工事の積算	令和7年度版	(一社)日本建設機械施工協会	補強部材取付工	
橋梁架設工事の積算	令和7年度版	(一社)日本建設機械施工協会	鋼桁孔明工	

設計内訳書（東田橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
工場製作工		式	1				
桁補強材製作工		式	1				
製作加工	鋼材規格：当て板PL, SS400, t=9	t	0.06				
製作加工	鋼材規格：当て板FB, SM400, t=6	t	0.02				
工場純工事費		式	1				
(工場製作原価)		式	1				
橋梁保全工事		式	1				
舗装工		式	1				
橋面防水工		式	1				
橋面防水	防水工種類：塗膜防水	m2	26				(概)
舗装打換え工		式	1				
舗装版破碎	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：4cm	m2	26				(概)

設計内訳書（東田橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
人力積込		殻種別:アスファルト殻	m3	1				(概)
殻運搬 (人力積込)		殻種別:アスファルト殻	m3	1				(概)
殻処分		殻種別:アスファルト殻	m3	1				
表層		材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上	m2	26				(概)
鋼桁工			式	1				
鋼桁補強工			式	1				
現場溶接鋼桁補強			m	4				(概)
芯出し調整工			m2	2				(概)
不陸整正工			m2	2				
シーリング工			m	3				
補強部材取付工		G≦20kg	部材	22				(概)
鋼桁孔明工		極小規模	本	64				(概)
ボルト本締め工			本	32				

設計内訳書（東田橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ボルト材料		六角ボルト, 六角ナット, ワッシャ	組	32				(概)
現場塗装工 (F-11塗装系)			式	1				
素地調整		継手部素地調整, 動力工具処理	m2	1				(概)
下塗		塗装種別(継手部下塗):ミストコート, 変性エポキシ樹脂塗料(1層), 塗装箇所:ボルト連結部, 塗装回数:1回	m2	1				(概)
下塗		塗装種別(継手部下塗):超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層), 塗装箇所:ボルト連結部, 塗装回数:1回	m2	1				(概)
中塗		塗装種別(新橋継手部現場塗装):ふっ素樹脂塗料, 濃彩, 塗装箇所:ボルト連結部, 塗装回数:1回	m2	1				(概)
上塗		塗装種別(新橋継手部現場塗装):ふっ素樹脂塗料, 濃彩, 塗装箇所:ボルト連結部, 塗装回数:1回	m2	1				(概)
現場塗装工 (F-13塗装系)			式	1				
素地調整		床版上面素地調整, プラスト処理	m2	1				(概)
防食下地		塗装種別(継手部下塗):有機ソノクラッチペイント(2層), 塗装箇所:床版上面, 塗装回数:1回	m2	1				(概)
下塗		塗装種別(継手部下塗):変性エポキシ樹脂塗料(2層), 塗装箇所:床版上面, 塗装回数:1回	m2	1				(概)
中塗		塗装種別(新橋継手部現場塗装):ふっ素樹脂塗料, 濃彩, 塗装箇所:床版上面, 塗装回数:1回	m2	1				(概)
上塗		塗装種別(新橋継手部現場塗装):ふっ素樹脂塗料, 濃彩, 塗装箇所:床版上面, 塗装回数:1回	m2	1				(概)

設計内訳書（東田橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
鋼桁補修工		式	1					
金属ハネ補修工	1構造物当り補修延べ体積:0.0074m2, 金属ハネ材:ラ スタッフ相当品	構造物	1					
橋梁補修工		式	1					
断面修復工		式	1					
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:0.1m3未満, 材料種類: ポリマーセメントモルタル, 鉄筋ケソ, 鉄筋防錆処 理:無し	構造物	1				(概)	
現場塗装工		式	1					
橋梁塗装工 (Rc-I 塗装系)		式	1					
素地調整	循環式プラスト工法	m2	130					
研削材及びケソかす回収・積込工		m2	130					
下塗	塗装種別:有機ソノクラッチペイント(1層) スプレー, 塗装箇 所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	130					
下塗	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレー , 塗装箇所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	130					
中塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 濃彩 , 塗装箇所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	130					
上塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 濃彩, 塗装箇所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	130					

設計内訳書（東田橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1				
運搬処理工			式	1				
人力積込	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.001					(概)
殻運搬 (人力積込)	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.001					(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.001					
廃材運搬	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート含む)	回	1					
廃材処分	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート含む)、鉛溶出量:0.3mg/lを超え3.0mg/l以下	m3	1					
仮設工		式	1					
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員		人日	72					
足場工		式	1					
吊足場 【参考数量】	ブラスト用養生シート含む	m2	20					(概)
養生枠 【参考数量】	ブラスト用養生シート含む	m2	50					

設計内訳書（東田橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
暴露対策工		式	1					
負圧集塵機 【参考数量】		橋	1					
エアシャワー 【参考数量】		橋	1					
簡易セキリテイルム 【参考数量】		橋	1					
真空掃除機 【参考数量】		橋	1					
概略発注工		式	1					
概略発注工		式	1					
概略発注工		式	1					
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の21.3%以内		式	1				(概)を参照	
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費		式	1					
安全費		式	1					

設計内訳書（東田橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鉛等呼吸用保護具等費用		式	1				内 1号
技術管理費		式	1				
塗膜含有量試験費	試験項目:鉛, 六価クロム, PCB	検体	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
（現場原価）		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（東田橋）

[illegible]

設計内訳書（安祥寺橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
橋梁補修工		式	1				
ひび割れ補修工		式	1				
充てん工法	1構造物当り補修延べ延長:20m未満, 材料種類:ポリマーセメントモルタル	構造物	1				(概)
断面修復工		式	1				
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:0.517m3, 材料種類:ポリマーセメントモルタル, 鉄筋クレン・鉄筋防錆処理:混在	構造物	1				
排水施設工		式	1				
水切り設置工	吊足場有り	m	19				
剥落防止工		式	1				
剥落防止工		式	1				
化粧モルタル撤去		m3	0.1				
剥落防止工(塗膜型)	KEEPメンテ工法VMクリア相当品	m2	74				
現場塗装工		式	1				

設計内訳書（安祥寺橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
橋梁塗装工 (Rc-Ⅱ塗装系)		式	1					
素地調整	素地調整種類:2種ｸﾚﾝ(動力工具と手工具の併用)	m2	6				(概)	
防食下地	塗装種別:有機ｼﾝｸﾞﾙｸﾚｯﾁﾍﾞｲﾝﾄ(1層)はけ・ﾛｰﾗｰⅠ, 塗装箇所:主桁下面, 塗装回数:1回	m2	6				(概)	
下塗	塗装種別:弱溶剤形変性ﾎﾞﾔｰ樹脂塗料(2層)はけ・ ﾛｰﾗｰ, 塗装箇所:主桁下面, 塗装回数:1回	m2	6				(概)	
中塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 はけ・ﾛｰﾗｰ 濃彩, 塗装箇所:主桁下面, 塗装回数:1回	m2	6				(概)	
上塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ﾛｰﾗｰ 濃 彩, 塗装箇所:主桁下面, 塗装回数:1回	m2	6				(概)	
シール設置工		m	28					
構造物撤去工		式	1					
運搬処理工		式	1					
人力積込	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1				(概)	
殻運搬 (人力積込)	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1				(概)	
殻処分	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1					
仮設工		式	1					

設計内訳書（安祥寺橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	39				
足場工		式	1				
吊足場 【参考数量】		m2	40				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の3.7%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				

設計内訳書（安祥寺橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（等持院西橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
橋梁付属物工		式	1				
排水施設工		式	1				
排水管設置		箇所	1				
水切り設置工	吊足場無し	m	7				
橋梁補修工		式	1				
断面修復工		式	1				
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:0.591m3, 材料種類:ポリマーセメントモルタル, 鉄筋クレン・鉄筋防錆処理:混在	構造物	1				
構造物撤去工		式	1				
運搬処理工		式	1				
人力積込	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				(概)
殻運搬 (人力積込)	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				

設計内訳書（等持院西橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	36				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の0.4%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				

設計内訳書（等持院西橋）

工事名	東田橋他2橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	鉛等呼吸用保護具等費用							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	鉛等呼吸用保護具等費用		式	1				
	合計							

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 東田橋他2橋補修工事

工事場所 京都市左京区浄土寺東田町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

- 1 設計内訳書（東田橋・等持院西橋）の前払金は、本内訳の請負代金の40％以内とし、中間前払金は同様に20％以内とする。
- 2 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

設計内訳書（安祥寺橋）

支払限度額の割合

令和 7年度 29.5％

令和 8年度 70.5％

出来高予定額の割合

令和 7年度 32.8％

令和 8年度 67.2％

各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事は3橋梁（東田橋、安祥寺橋、等持院西橋）の補修を行うものであり、工期内に工事が完了するよう、適切な工程管理を行う必要がある。そのため、工事着手前に監督職員へ実施工程を提出し、了承を得てから施工すること。
- 2 東田橋の河川内施工について、令和7年度河川非出水期間内（令和7年10月16日～令和8年6月15日）の施工を原則とし、令和8年3月13日までに引き渡しを完了するものとする。

安祥寺橋の施工は、「琵琶湖疏水の清掃期間」及び「びわ湖疏水船の運航期間・準備期間（運航期間前の1カ月程度）・片付け期間（運航期間後の1週間程度）」を除く期間の施工を原則とする。なお、令和7年度の「春のびわ湖疏水船の運航期間」は令和7年3月27日～令和7年6月8日、「秋のびわ湖疏水船の運航期間」は令和7年10月3日～令和7年12月7日を予定している。また、令和7年度の「琵琶湖疏水の清掃期間」に関しては、「秋のびわ湖疏水船の運航期間」終了後の片付け期間が終わってから「春のびわ湖疏水船の運航期間」の準備期間が始まるまでの間に計画されているが、それぞれの期間については、日程が決定次第、受注者に連絡するものとする。

等持院西橋の河川内施工は、河川非出水期間（令和7年10月16日～令和8年6月15日）の施工とし、令和8年3月13日までに引き渡しを完了することを原則とする。

- 3 事前調査で実施した既存塗膜の有害物質含有試験により、東田橋の桁では鉛が塗膜に含まれていることが判明している。そのため、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日、厚生労働省よる通達）に係る「塗装の剥離等作業を請け負う事業者について」の記載事項を理解し、遵守すること。
東田橋高欄の塗膜中には、鉛が含まれていることを想定している。工事着手前に含有量試験を行い、含有の有無を確認するとともに、含有の有無及び必要な防護対策に変更が生じた場合は監督職員と協議すること。なお、変更に係る費用の増減について、設計変更の対象とする。
- 4 塗膜にPCBが含まれていることが判明した場合、PCB廃棄物は譲渡し及び譲受けが禁止されているため、本市が排出事業者となる。排出事業者を除き、PCB廃棄物の運搬について許可を得た者でなければ運搬することができないため、運搬、保管方法について監督職員と協議すること。
- 5 ケレンかす（防護服及び防護シート類等含む）に含まれる鉛の溶出量は、3.0mg/ℓ以下と想定しているが、溶出試験の結果に応じて処分費を設計変更の対象とする。

第2条（施工時間）

施工時間は、原則昼間施工とする。ただし、関係機関と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協

議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
東田橋	1～4 名	交通誘導警備員B 1～4 名	昼 間	無
安祥寺橋	1～2 名	交通誘導警備員B 1～2 名	昼 間	無
等持院西橋	1～2 名	交通誘導警備員B 1～2 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
桁補強材製作工	製作加工	当て板 PL、当て板 FB
	ボルト・ナット	普通ボルト
橋面防水工	橋面防水	防水材、プライマー、床版排水材、目地材
橋梁塗装工	下塗	塗装材料
	中塗	塗装材料
	上塗	塗装材料
	シール設置工	シール材
鋼桁補修工	金属パテ補修工	金属パテ材、補修テープ
断面修復工	左官工法	ポリマーセメントモルタル、防錆剤
ひび割れ補修工	充てん工法	ポリマーセメントモルタル
排水施設工	水切り設置工	水切り材
	排水管設置	排水管材料
剥落防止工	剥落防止工(塗膜型)	剥落防止材料

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）」の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
舗装打換え工	舗装版破碎	破碎後の床版の状況
	表層	各層下がり確認
橋面防水工	橋面防水	防水層設置状況
鋼桁補強工	現場溶接鋼桁補強	補強版設置完了後の状況
	芯出し調整工	鋼材の腐食・減肉の確認
	鋼桁孔明工	削孔径、削孔位置
橋梁塗装工	素地調整	素地の確認
断面修復工	左官工法	劣化コンクリート除去状況、防錆処理状態、 施工完了後の状況、空袋確認
ひび割れ補修工	充てん工法	施工完了後の状況、空袋確認
剥落防止工	化粧モルタル撤去	化粧モルタル撤去状況
	剥落防止工(塗膜型)	剥落防止材の塗布完了後の状況、空袋確認
足場工	吊足場	補修・補強等の施工完了前後の状況

第４条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
企業者の地下埋設物・橋梁添架物確認	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。

第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考
断面修復工	ポリマーセメントモルタル	コンクリートとの付着性	1.5N/mm ² 以上、施工単位ごと	
		圧縮強度	強度 24N/mm ² 以上、施工単位ごと	
		フロー試験	使用材料による管理値 施行日毎	

第6条（既済部分検査等）

本工事における契約書第41条（部分引渡し）に定める「指定部分」は以下のとおりとする。

指定部分	引渡日
設計内訳書（東田橋）の全部	令和8年3月13日
設計内訳書（等持院西橋）の全部	令和8年3月13日

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

橋りょう名	建設副産物	受入場所	備 考
東田橋	コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 乙訓郡大山崎町下植野小字北牧方25番、25番5	設計運搬距離 L = 19.8 km
	アスファルト塊 （破碎）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 16.5 km
	ヘルカス(防護服及びシート類等含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 兵庫県神戸市西区岩岡町野中宇福吉540番地の6	設計運搬距離 (京都市)～ (神戸市内)
安祥寺橋	コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 宇治市西笠取仁南郷85番	設計運搬距離 L = 17.4 km
等持院西橋	コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区榎原芋峠60番地の3	設計運搬距離 L = 8.67 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要

な場合は、設計変更の対象とする。

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成26年6月4日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（検査書類の提出）

- 1 本工事における検査書類については工期末または検査予定日の2週間前までに提出する。
- 2 請負者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。
- 3 出来形数量は、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って算出し、「土木工事施工管理基準及び規格値」の規定に基づき、関係書類を提出しなければならない。また、設計変更の対象となる工種がある場合は、原則として、出来形数量にかかる資料を工期の1.5カ月前までに監督職員に提出すること。工程の影響により、資料の提出が遅れる場合は、その旨を監督員に報告し、提出期限及び資料内容は監督員の指示に従うこと。

ただし、部分引渡しを行う、2橋りょう（東田橋・等持院西橋）について、部分引渡し箇所が変更の対象となる場合は、指定部分の引渡日の1.5カ月前までに出来形図書にかかる資料を提出すること。

- 4 本工事の完成図（出来形図）については、正確詳細に作成すること。
- 5 完成図は、出来形測量の設計値を表示するものとする。ただし、実寸寸法が土木工事施工管理基準及び規格値の範囲内であれば、設計寸法を記入し、範囲外の場合は実寸寸法を記入するものとする。

また、図面については、CADによる製図とし、その他のデータと併せて電子媒体及び紙媒体により、提出するものとする。なお、提出に際して、必ずウイルスチェックを行うものとする。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（施工合理化調査に対する協力）

本工事は「施工合理化調査」の対象工事である。調査の対象範囲は以下のとおりとする。

なお、調査表等は監督職員より別途指示するものとする。

- ・対象工種：ひび割れ補修工、断面修復工、舗装版破碎工(人力)

第6条（舗装工）

1 橋面防水工

(1) 品質規格

防水材の規格は、次表の道路橋床版防水便覧（平成19年3月 社団法人日本道路協会）に規定される基本照査試験を満足するものでなければならない。これを確認するため、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

床版防水の基本照査試験

工種	要求性能	試験項目	合否判定の目安	備考
橋面防水	防水性 遮塩性	防水性能試験Ⅰ (またはⅡ)	減水量 0.2 ml以下(試験Ⅰ)	
	耐変形性	ひび割れ追従性試験Ⅰ (またはⅡ)	床版防水材の折損が生じない こと(試験Ⅰ)	
	接着性 耐熱性 耐荷性	引張接着試験	強度 0.6N/mm ² 以上(23℃) 強度 1.2N/mm ² 以上(-10℃)	
	接着性 耐変形性 耐熱性 耐荷性	せん断試験	強度 0.15N/mm ² 以上(23℃) 変位量 1.0mm 以上 (23℃) 強度 0.8N/mm ² 以上(-10℃) 変位量 0.5mm 以上 (-10℃)	
	接着性	水浸引張接着試験	水浸前の 50%以上	
	耐薬品性	耐薬品性試験	異常のないこと	

第7条（橋梁補修工）

1 断面修復

（1）材料

断面修復材はU-リペアライト相当品とする。

（2）品質規格

断面修復材は次表を満足するものでなければならない。

左官工法による断面修復材の品質規格

試験項目	試験体の履歴条件	基準値	試験方法
硬化時間 ※	—	固化時間は1時間以上であること。	JIS R5201
断面修復材の外観(塗装なし)	温冷繰り返し試験後	均一でわれ、はがれ、ふくれのないこと。	JIS A6909
硬化収縮性		硬化収縮率は0.05%以下であること。また、硬化に伴う発熱による反りかえりがないこと。	JIS A1129-3
熱膨張性	硬化収縮試験後	断面修復材の熱膨張係数は、 $2.0 \times 10^{-5}/^{\circ}\text{C}$ 以下であること。	JIS K6911
コンクリートとの付着性	湿潤時	コンクリートと断面修復材との付着強度は1.5N/mm ² 以上であること。	JIS A6909
	耐アルカリ試験後		
	温冷繰り返し試験後		
塗装塗膜との付着性	温冷繰り返し試験後	塗膜と断面修復材との付着強度は、1.0N/mm ² 以上であること。	
圧縮強度	—	強度24N/mm ² 以上であること。	JIS R5201

※ この条項については、施工条件を勘案の上、必ずしも基準値を満足する必要がないものと判断される場合には、参考値として取り扱うことができるものとする。

（3）施工

1）モルタル工

使用する材料は、施工時の天候、温度、湿度、修復面の状態、塗り間隔等に適したものでなければならない。

2）コンクリート表面にレイトンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着していたり、脆弱部があると、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、これらの有害物は完全に除去しなければならない。

3）レイトンスや付着塩分および脆弱部の除去は、一般にディスクサンダーやサンドブラスト等を使用して行い、塵埃の除去にはコンプレッサーで清掃するのが効率的である。

4）油脂類の除去はシンナーで拭き取ることが一般的である。

5）コンクリート表面が濡れていたり、湿っている場合には、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認しなければならない。

6）コンクリートの表面温度が40℃以上であると、表面に塗布した材料が発泡したり、変質したり悪影響を及ぼすことが多いため、40℃以上の場合は作業を中止するか、日光を遮蔽するなどして40℃以下になってからでなければ作業してはならない。

- 7) 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。
- 8) 反応硬化(固化)する材料で、可使時間(固化時間または凝固開始時間)を超えた材料は使用してはならない。
- 9) 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。
- 10) 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。
- 11) 断面修復部においては、ハツリ端部の形状がフェザーエッジとならないよう 10 mm程度の Cutter 目地を入れた後にハツリ作業を行うものとする。

2 鉄筋防錆剤

(1) 品質規格

防錆処理材の規格は次表を満足するものでなければならない。

要求性能	試験項目		基準値	試験方法
防錆性	防 せ い 性 試 験	処理部	防せい率 50%以上	鉄筋コンクリート補修用防せい材の品質基準(案) ^{注1} を標準
		未処理部	防せい率 -10%以上	
鉄筋との付着性	鉄筋に対する付着強さ		7.8N/mm ² 以上	
コンクリートとの付着性	耐アルカリ性		塗膜に異常が認められないこと	

注1) 日本建築学会 鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説付 1.3。

(2) 施工

ワイヤーブラシやサンドブラスト等で錆落としをした鉄筋は発錆しやすい状態にあるため、錆落とし後2時間以内を目途に鉄筋防錆材を塗布しなければならない。

また、使用する鉄筋防錆剤に適した使用方法で施工し、均一に塗布しなければならない。

3 剥落防止

(1) 材料・工法

剥落防止工はボンド K E E P メンテクリア工法 VM クリア相当品とする。

(2) 品質規格

剥落防止工における使用材料等の規格は辞表を満足するものとする。

要求性能	照査項目	基準値	試験方法※
		塩害抑制	
はく落防止性能	はく落防止押抜き試験	1.5kN 以上	JICE-K533 を標準

(3) 施工

1) 下地処理工

既設のコンクリートのひび割れ、断面欠損の補修を行った後、表面を研磨清掃し、劣化部を除

去した後、表面を平滑にする。

2) プライマー工

下地が乾燥していること（含水比 8%以下）を確認した後、プライマーをローラー等で均一に塗布する。

3) 仕上げ

プライマー塗布後に触指硬化を確認した後、仕上げ材をコテ等で塗布すること。

第 8 条（工事の周知徹底）

- 1 請負者は、工事着手 2 週間前を目途として工事区間周辺に工事予告看板を設置するとともに、「工事のお知らせ」等のチラシを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。
- 2 請負者は、夜間工事又は通行規制等(以下「夜間工事等」という。)を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のチラシを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。また、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように勤めるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもって請負者において処理するものとする。
- 3 上記チラシ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。
- 4 配布先については、監督職員と協議すること

第 9 条（その他の特記事項）

- 1 請負契約決定後直ちに本市担当職員(以下監督職員という)に連絡し着工日の指示を受けるとともに、着工までに施工計画をたてて監督職員の承認を受けること。
- 2 工事関係車両を長時間、現場付近及び沿道に待機させてはならない。
- 3 本工事施工期間中現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 4 本工事の施工に伴い、占用企業者とは、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 5 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがあるため、注意しておこなうこと。また、工事より問題が発生した場合は請負者の責において対応し、監督員に報告すること。
- 6 工事箇所付近にある営業店舗等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業に支障が起らないように十分に配慮して作業を行うこと。施工上でのトラブルが生じた場合には、請負人の責任において処理し、監督員に報告すること。
- 7 隣接する地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 8 他の企業者・事業者工事と本工事とが影響する場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 9 工事に支障となる添架物または障害物がある場合は、関係機関と協議し、撤去または移設しなければならない。添架物の施工中の養生方法については、施工者の責において占用企業者と十分に調整すること。また、関係機関との協議に必要な資料を作成し、協議により了解を得てから施工を実施すること。
- 10 本工事着手に伴い、河川管理者等との協議に必要な資料について、事前に作成し、協議により了

解を得てから施工を実施すること。

- 1 1 請負者は、本工事施工中に民地内に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の承認を得なければならない。
- 1 2 請負者は、施工に際して民有又は官有の施設を破損した場合は、請負者の費用負担で現状に復旧しなければならない。
- 1 3 近接する他工事がある場合には、相互に円滑で安全に工事が行えるように調整すること。
- 1 4 道路の規制については、関係機関等と十分協議のうえ、規制計画を策定すること。歩行者、自転車等の安全に十分配慮して計画すること。
- 1 5 本工事において、交通供用状態下での既設部材に対して補修・補強を行うため、作業手順に留意し、第三者災害が生じないように十分な安全対策を図ること。
- 1 6 施工前に躯体の実寸法等を測定し、設計図面との相違を確認すること。相違がある場合、実寸法を正として、設計に反映させなければならないため、監督員と協議を行うこと。

第 10 条（鉛・P C B 等の適正処理）

- 1 鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における健康障害防止について

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」平成 26 年 5 月 30 日に厚生労働省から通達が出されており、塗装の剥離等作業を請け負う事業者についての記載事項を遵守すること。

2 含有量試験について

東田橋の高欄塗膜について、剥離・かき落とし作業（以下「ケレン作業」という。）の施工前に、現地から塗料（供試体）を剥離したうえで、塗料中の鉛やクロム、P C B 等有害物に係る含有量試験を実施すること。

有害物種別および含有量試験の方法は次表によるものとし、試験結果は速やかに監督職員へ報告すること。また、含有量試験の結果、含有量が下表の判定基準値を超過する場合や定量下限値を超過する場合は、追加溶出試験の実施（設計変更の対象とする）およびケレン作業の方法、作業上必要となる安全対策について監督職員と協議すること。

有害物種別	含有量試験方法	含有の判定基準値	含有の定量下限値
鉛及び鉛化合物	・原子吸光光度分析法 ・ICP 発光分光分析法	600mg/kg	試験機関と協議し定量下限値を設定する。
クロム及び クロム化合物	・ICP 質量分析法 のいずれかの方法	300mg/kg	試験機関と協議し定量下限値を設定する。
P C B (ポリ塩化ビフェニル)	低濃度 P C B 含有廃棄物に関する測定方法(第 4 版)(令和元年 10 月環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室) 第 2 章「8. 塗膜くず(含有量試験)」を準用	0.5mg/kg	0.5mg/kg

3 溶出試験について

含有量試験の結果、塗料中の有害物の含有量が、上表の判定基準値を超過する場合は、当該有害物に関する溶出試験を実施すること(ただし、P C Bは除く。)

溶出試験の方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示13号)に準ずるものとする。溶出試験の結果は、速やかに監督職員へ報告するとともに、特別管理産業廃棄物の判定基準値(廃棄物処理法施行規則第1条の2)を超過する場合は、適正な処分方法等について監督職員と協議すること。

なお、溶出試験に要する費用については設計変更の対象とする。

4 P C Bについて

P C Bが検出された場合は、P C B廃棄物は譲渡し及び譲受けが禁止されているため、本市が排出事業者となる。排出事業者を除き、P C B廃棄物の運搬について許可を得た者でなければ運搬することができないため、運搬について監督職員と協議すること。

なお、運搬等に要する費用について、設計変更の対象とする。

第11条(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における道路・河川工事現場の標示施設の設置協力)

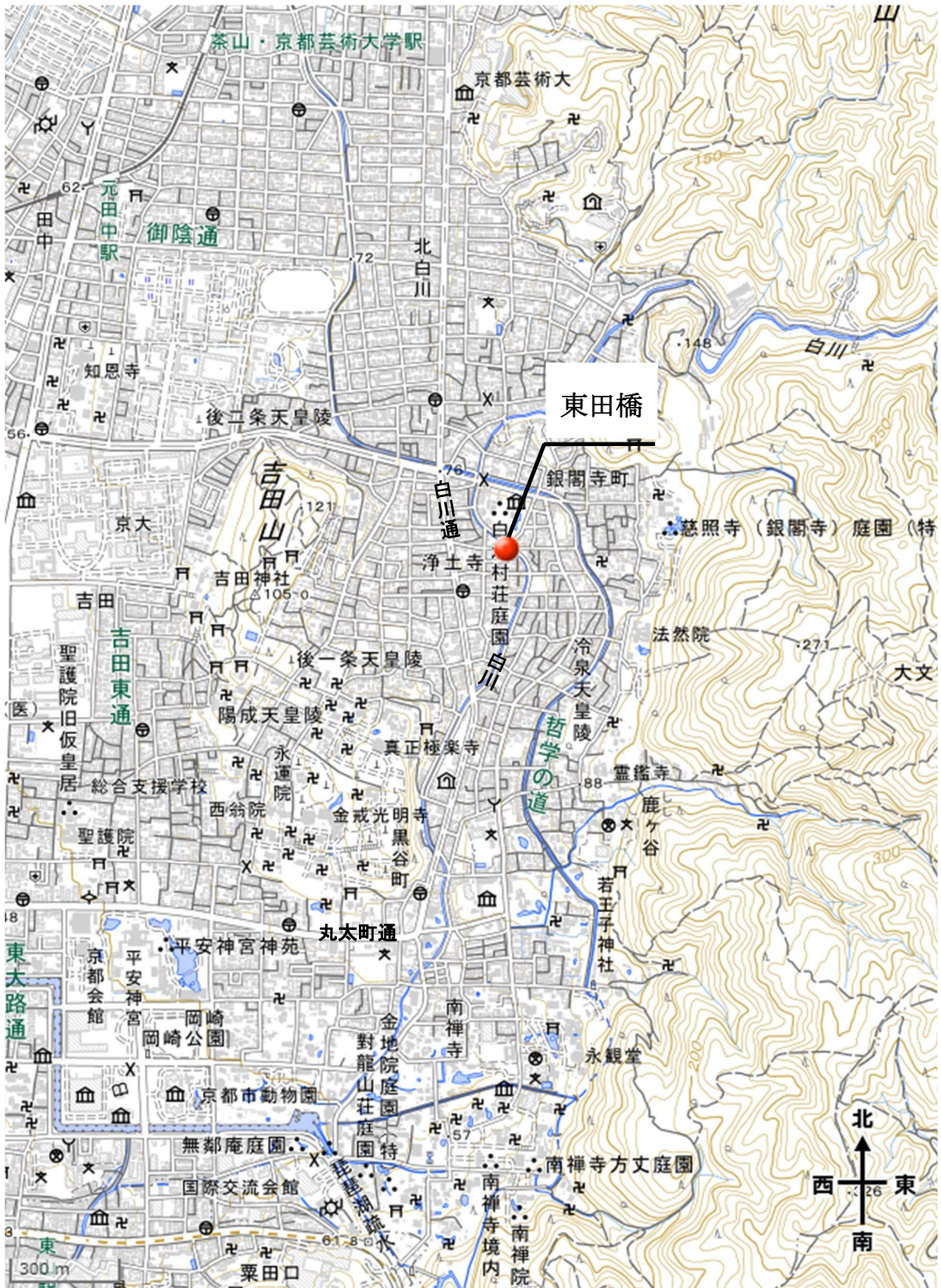
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する道路・河川工事においては、現場の標示施設に「国土強靱化5か年加速化対策」である旨を明示する。

なお、明示に当たっては、以下の「標示施設イメージ(案)」を参考にする。

〇〇の工事をしています。 ご協力をお願いします。	
(対策又はプロジェクト名等)	
〇〇〇〇のため、 〇〇の工事をしています	
工事期間:令和〇年〇月〇日まで	
国土強靱化対策工事 きょうじんか (5か年加速化対策)	
発注者	京都市建設局 〇〇〇〇部〇〇〇〇課・所 電話 **-* ** *-** ** *
受注者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 **-* ** *-** ** *

標示施設イメージ(案)

位置図



橋梁名：東田橋

場所：京都市左京区浄土寺東田町

路線：東第三緯22号線

交差物：一級河川 白川

位置図



橋梁名：安祥寺橋

場所：京都市山科区山科御陵平林町

路線：山科御陵経4号線

交差物：第一疏水

位置図



橋梁名：等持院西橋

場所：京都市北区等持院南町

路線：等持院経12号線

交差物：一級河川 宇多川